

北極圏国における入国制限措置の現況

国・地域 および施設	日本からの 渡航者や日 本人の入国 または入域 ※2	日本のワク チン接種証 明書の有効 性	入国制限および例外的に入国できる者の条件	入国者に対する検疫措置	最新情報 の更新日	詳細
国						
ノルウェー	×	無効	【在ノルウェー大使館9月12日更新】 ノルウェー政府は、2020年3月16日からノルウェー政府発行の滞在許可を持たない外国人の入国を、原則として拒否するとしています。従って、現在日本に居住している日本国籍保有者は、一部例外を除き原則としてノルウェーに入国することができません。 2021年9月12日現在、例外的にノルウェーに入国ができる者は以下の通りです。 1. EU／EEA諸国・シェンゲン協定加盟国及び英国からの入国 ・ノルウェー公衆保健研究所（FHI）感染状況評価マップ <https://www.fhi.no/nettpub/coronavirus/fakta/reiserad-knyttet-til-nytt-koronavirus-coronavirus/#kart-over-landmraader-i-europa>で「緑」に分類されている国・地域に居住する全ての外国人 ・ワクチン接種を完了した者又は過去6か月に新型コロナウイルスに感染した者で、EUの新型コロナウイルス証明制度に連携した有効な証明書<https://ec.europa.eu/info/live-work-travel-eu/coronavirus-response/safe-covid-19-vaccines-europeans/eu-digital-covid-certificate_en>を保持する外国人 ・有効なワクチン接種証明書により入国制限措置の例外となる親と一緒に渡航する未成年者 ・ノルウェー公衆保健研究所（FHI）感染状況評価マップで「赤」、「オレンジ」、「濃い赤」に分類されている国・地域に居住する人のうちノルウェー入国目的が以下（A）あるいは（B）のうちいずれかの目的に該当する者 ・ノルウェーの医療サービスで働くスウェーデン及びフィンランドの医療従事者 ・ノルウェーに就労のために訪れる、ノルウェーに居住しないEEA居住者の配偶者、登録されたパートナー、同棲者、未成年者、成年した子供、義理の子供で、当該EEA居住者と一緒にノルウェーに渡航する者又は当該EEA居住者に合流する外国人 ・ノルウェーに居住する近親家族を訪問する又は当該家族と一緒にノルウェーを訪問するEEA居住者 2. EU第3国リスト対象国地域（※）のうち、FHIが安全と判断する国・地域からの入国（FHI感染状況評価マップで「紫」に分類されている国） ・ノルウェー入国目的が以下（A）あるいは（B）のうちいずれかの目的に該当する者 （※）EU第3国リスト対象国一覧はEUホームページ<https://reopen.europa.eu/en>をご参照ください。 （※）FHIは2021年7月26日より日本の感染状況評価を「紫」から「その他第3国」に変更しました。 3. 上記1、2、以外の国・地域からの入国（日本を含む） ノルウェー入国目的が以下（A）あるいは（B）のうちいずれかの目的に該当する者 （A）・ノルウェー人 ・ノルウェーに居住する外国人 ・ノルウェーに所在する者に対する特別なケアの責任、又はその他の深刻な福祉上の配慮等特別な理由により、ノルウェーに入国する権利を認められる外国人 ・（ノルウェーにいる）子供と過ごすために入国する外国人 ・ノルウェーに居住する者の近親者（配偶者・登録されたパートナー・同居人、未成年の子供・継子、未成年の子供・継子の親・継親等） ・ノルウェー人の配偶者、登録されたパートナー・同棲者、未成年者、成年した子供、義理の子供で、外国にて同居している者かつ当該ノルウェー人と一緒にノルウェーに渡航する者又はノルウェーにて合流する外国人 ・外国メディアに所属するジャーナリストその他職員 ・ノルウェーの空港でトランジットする外国人（シェンゲン域内外両方） ・船員及び航空関係者 ・貨物及び旅客輸送を行う外国人（※） ・ノルウェーの教育機関からの入学許可を有する留学生。ノルウェー入国前にノルウェー移民局（UDI）を通じてノルウェーでの滞在許可を申請しなければならない。また、ノルウェーへの入国は2021年8月1日から可能となる。 （※）重要な社会的機能と見なされるものの例：危機管理、国防、法・治安の維持、保健介護 分野（薬局、清掃等）、救援、民間のITセキュリティ、自然環境、サプライチェーンの維持、上下水、金融、電力供給、電気通信、運輸、衛星等 （B）ノルウェーに居住する者との関係にある者 ・成人した子ども、義理の子ども、これらの両親又は義理の両親 ・祖父母、義理の祖父母、孫、義理の孫 ・18歳以上の恋人及び同恋人の未成年の子ども。9ヶ月以上の恋人関係で、物理的に面識がある場合に限る。入国に当たっては、事前にノルウェー移民局への申請（無料）が必要となる。 その他、ノルウェー入国制限措置の詳細については、ノルウェー移民局（UDI）ホームページ<https://www.udi.no/en/about-the-corona-situation/i-am-in-norway/visit-of-girlfriend-boyfriend/>をご参照ください。 【ノルウェー移民局（UDI）情報】 上記の他、UDIはスバルバルに永住する外国人、仕事やスバルバルの住居へ往來するため、ノルウェー本国を経由する外国人に対し、雇用や目的を文書化できることを条件に、例外的な入国を許可しています。ノルウェー移民局（UDI）スバルバル渡航者について<https://www.udi.no/en/about-the-corona-situation/i-am-abroad/residing-in-a-country-outside-the-eu-eea-schengen/#link-19328> ※研究目的でスバルバル諸島ニールソンへ渡航する方は、渡航目的が明記された在職証明書およびサポートレター（通常はノルウェー極地研究所発行）により例外的な入国が許可されます。ただし、最終的な入国可否はノルウェー当局により判断されます。	【在ノルウェー大使館9月12日更新】 2021年9月12日現在、例外的にノルウェーに入国する者は、一部の検疫措置免除対象者（※）を除き、事前の入国登録、ノルウェー入国前24時間以内（空路の場合、最初のフライト出発予定時刻前24時間以内）に受検した新型コロナウイルス検査の陰性結果証明の提示、到着時の新型コロナウイルス検査の受検、入国後10日間の自己隔離が求められます。 ※2021年9月12日現在、ノルウェー入国に関する全ての検疫措置が免除されるケースは以下の通りです。 1. ノルウェー国内においてワクチン接種を完了した者又は過去6か月に新型コロナウイルスに感染した者で、国境にて検証可能なQRコード付きのノルウェーのコロナ証明書（Covid-19 Certificate）<https://www.helsenorge.no/en/covid-19-certificate/>が提示できる者。 2. 一部のEU／EEA諸国（※）においてワクチン接種を完了した者又は過去6か月に新型コロナウイルスに感染した者で、EUの新型コロナウイルス証明制度に連携した証明書<https://ec.europa.eu/info/live-work-travel-eu/coronavirus-response/safe-covid-19-vaccines-europeans/eu-digital-covid-certificate_en>を保持する者。 詳細はノルウェー政府による新型コロナウイルス感染対策措置（検疫措置）<https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00315.htm>をご参照ください。 【在ノルウェー大使館9月3日更新情報】 どこの国・地域からノルウェーに入国するかによって求められる検疫措置が異なります。ノルウェー公衆保健研究所（FHI）は各国・各地域の感染状況に基づき色分けした感染状況評価マップを作成しています。色ごとに求められる検疫措置が異なりますので、現在お住まいの国・地域が何色に分類されているかをご確認ください。ノルウェー保健当局（Helsenorge）ホームページにて求められる検疫措置をご確認ください。 また、ノルウェー保健局（Helsedirektoratet）ホームページでは、居住地やワクチン接種有無等個人の状況に応じて求められる検疫措置を検索することができます。概要はこちら<https://www.no.emb-japan.go.jp/files/100230459.pdf>から。 OFHI感染状況評価マップ <https://www.fhi.no/en/op/novel-coronavirus-facts-advice/facts-and-general-advice/entry-quarantine-travel-covid19/#map-of-countriesregions-in-europe> QWhat is the colour of the country you are travelling from? (Helsenorge) <https://www.helsenorge.no/en/coronavirus/international-travels/#what-is-the-colour-of-the-country-you-are-travelling-from> OQuarantine and testing in Norway : These rules apply to you (Helsedirektoratet) <https://www.helsedirektoratet.no/english/corona/quarantine-and-testing-in-norway-these-rules-apply-to-you> 【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（ノルウェー）9月18日更新情報】 9月20日（月）午前0時より、日本は、引き続き「ライトグレー（その他の国（地域））」に指定されます。「ライトグレー」の国・地域からノルウェーに入国する者は、ノルウェー入国後、ノルウェー当局の指定するホテルにおいて自己隔離を行うことが求められます。入国後3日目の検査で陰性となった場合、自己隔離ホテル滞在が免除され、適切な場所で引き続き自己隔離を行うことが求められます。また、入国後7日目に受けた検査にて陰性であった場合、入国時の自己隔離を終了することができます。	9月18日	在ノルウェー 日本大使館 ノルウェー 移民局 UDI 外務省 海外安全HP 大使館からの 安全情報 （ノルウェー）

アイスランド	×	無効	【外務省海外安全HP（アイスランド）9月17日更新】 以下の者を除き、日本からの必要不可欠でない渡航（※1）は原則禁止する。 ア 有効なワクチン接種証明書（※2）又は新型コロナウイルス感染歴証明書の所持者 イ アイスランド、EEA/EFTA、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン、英国居住者及びその家族 ウ アイスランド居住者と交際関係にある者 ※1 「必要不可欠な渡航」の詳細については以下HP参照。 <https://www.logreglan.is/english/regarding-travel-restrictions-to-iceland-as-a-result-of-covid-19/> ※2 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。	【外務省海外安全HP（アイスランド）9月17日更新】 全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（https://visit.covid.is/）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書（※1）の提示、空港でのPCR検査及び入国から5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書（※2、※3）又は感染歴証明書を所持する者について、入国から5日後の再検査及び2回目の検査までの自己隔離は措置の適用外となる。 ※1 氏名、生年月日、検査日及び証明書の発行日、検査が行われた場所の住所、証明書の発行元の機関名及び電話番号、検査の種類（PCR検査又は抗体検査（ELISA/serologic assay））並びに検査結果が英語、アイスランド語、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語のいずれかで記載されている必要がある。また、2回目のワクチン接種日から2週間経過している必要がある。 ※2 詳細は<https://www.landlaeknir.is/um-embattid/greinar/grein/item44162/Certificate-of-vaccination-against-COVID-19-accepted-at-the-border>を参照。 ※3 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。 【在アイスランド日本国大使館7月19日情報】 アイスランド政府は19日、ワクチン接種済みであっても、すべての旅行者に対しフライト出発前72時間以内に実施したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提出を、27日から義務付けると発表しました。 詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。 アイスランド政府<https://www.government.is/news/article/2021/07/19/COVID-19-test-certificate-required-before-departure-for-vaccinated-travellers/>	9月17日	外務省 海外安全HP （アイスランド） 在アイスランド 日本国大使館
スウェーデン	×	無効	【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（スウェーデン）9月18日更新】 1 日本からの入国禁止措置の再開 （1）スウェーデン政府による日本からスウェーデンへの入国禁止措置に関しては、6月14日に解除されていましたが、9月20日（月）から、再び入国禁止措置が適用されることになりました。これにより、入国禁止措置の免除事由がない場合には、日本の住民が日本からスウェーデンに入国することはできなくなります。現在のところ、入国禁止措置は10月31日まで適用されることとなっています。 （2）第三国の国民（EU／EEA諸国以外の国民）であっても、スウェーデンに滞在許可を有する者、住民登録されている者、EUのデジタルCOVID証明書所持者（※日本のワクチン接種証明書とは異なります。）等については、異なる規制が適用されます。 詳細は、スウェーデン警察公式サイト等をご確認ください。 ●9月20日からの入国規制（スウェーデン政府プレスリリース（英語）） <https://www.government.se/press-releases/2021/09/amendments-to-the-entry-ban-for-people-travelling-to-sweden-from-certain-countries-outside-the-eueea/>	【外務省海外安全HP（スウェーデン）9月17日更新】 2021年2月6日から、原則として18歳以上の全ての外国人渡航者に対して、入国に際し48時間以内に受検した陰性証明書（注）の提示を義務付ける（ただし、スウェーデンの滞在許可保有者等は例外とする。）。 （注）陰性証明書の要件は以下のとおり。 ・PCR検査、抗原検査、LAMP検査のいずれかであること ・被験者の氏名、検体を採取した日時、実施した検査の種類、検査結果、証明書の発行者が記載されていること ・スウェーデン語、英語、語又はデンマーク語で明確に記載されていること	9月18日	外務省 海外安全HP 大使館からの 安全情報 （スウェーデン） 外務省 海外安全HP （スウェーデン）
フィンランド	×	無効	【在フィンランド日本国大使館8月19日更新】 8月5日、フィンランド政府は日本からの入国規制を8月9日より再開する旨発表しました。フィンランドへの渡航を検討している方は、入国要件等をご確認ください。 https://valtioneuvosto.fi/en/-/1410869/changes-to-restrictions-on-entry-at-external-borders（フィンランド首相府） 【外務省海外安全HP（フィンランド）9月17日更新情報】 日本からの入国を原則禁止する。ただし、有効なワクチン接種証明書（※1、※2）を所持する者、EU加盟国・シェンゲン域内国居住者、医療従事者、国際機関従事者、貨物輸送業従事者、その他人道的配慮を要する者等については入国を許可する。 ※1 フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。 ※2 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。	【外務省海外安全HP（フィンランド）9月17日更新】 ア 日本からの入国に際しては、原則として、有効なワクチン接種証明書（※1、※2）を所持している必要がある。 ウ 以下のいずれかを提示する場合、入国時及び入国後の検査並びに自己隔離の義務を免除する。 （ア）有効なワクチン接種証明書（2回で有効とされるワクチンについては2回の接種が必要。）（※1、※2） （イ）過去6か月以内の新型コロナウイルス感染歴証明書 （ウ）以下のいずれかを提示する場合、入国時の検査は免除されるが、入国後3～5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 （ア）2回接種を要する有効なワクチンの1回目の接種が、入国の14日前までに完了していることを示す証明書（※2） （イ）入国前72時間以内の陰性証明書 エ 以上のいずれの書類も提示できない者は、入国時及び入国後3～5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 ※1 フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。 ※2 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。	9月17日	在フィンランド 日本国大使館 外務省 海外安全HP （フィンランド）

デンマーク	×	有効	【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（デンマーク）9月18日更新】 1 デンマーク外務省の渡航勧告の改定 9月17日、デンマーク外務省は、9月18日16時から適用される渡航勧告の改訂を発表しました。日本は先週に引き続きオレンジ国のままとなり、有効なワクチン接種証明書をお持ちでない場合、「承認に値する目的」や入国後の隔離が求められます。日本からデンマークへの入国に関しては下記2をご参照ください。 渡航勧告の概要は以下のとおりです。 （デンマーク外務省のプレスリリース） https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=9EC0F9AC-0E19-4083-8ECD-CDDC5688A600 （EUおよびシェンゲン域内の国と地域の渡航勧告についての包括的な地図） https://um.dk/da/rejse-og-ophold/rejse-til-udlandet/rejsevejledninger/ （海外旅行の際の良いアドバイスやルール） https://coronasmitte.dk/raad-og-regler/emner/rejser-til-udlandet （1）9月18日（土）16時から適用される渡航勧告の変更点の概要 （EU/シェンゲン域内の国・地域） ●緑色になる国と地域 緑色になる国：なし 緑色になる地域：スペイン：カナリア諸島、イタリア：カンパーニア州 ●黄色になる国と地域 黄色になる国：ルーマニア、黄色になる地域：なし （EU/シェンゲン域外の国・地域） ●斜線付きオレンジ色になる国：ウルグアイ （2）渡航勧告の色分けについて ●渡航勧告と世界地図は、当該の国または地域の感染状況に基づき色分けされている。ある国のリスク評価が変更され、それによって渡航勧告の色分けが変更されるとき、デンマーク入国旅行者の帰国後の措置には、黄色の国からの帰国後の検査要件や、オレンジ色あるいは赤色の国からの帰国後の隔離など、異なる要件が適用される。 ●ただし、この勧告には、注意が必要なくつかの例外がある。例えば、すべての渡航勧告において、ワクチン接種を完了した人と以前に感染したことがある人、およびそれらの人々に同伴する18歳未満の子どもは、渡航中止勧告の対象の例外とされる。したがって、世界地図の色を見るだけでなく、渡航勧告の本文も読むことが重要である。たとえば、ワクチン接種を受けているかどうかによって要件が異なるためである。 （3）ウルグアイからデンマークへの入国の開放 ●COVID-19タスクフォースは、EUのリストを評価し、ウルグアイからデンマークへの入国を開始できると決定した。ただし、デンマークからの渡航者に対する入国が大幅に制限されているため、ウルグアイは外務省渡航勧告の世界地図に斜線付きオレンジ色で表示される。 2 日本からデンマークへの入国制限 先週に引き続き、日本はオレンジ国となるため、日本からデンマークへ渡航する場合には、有効なワクチン接種証明書を所持している方、デンマークに居住している方を除き、「承認に値する目的」が必要となります。 （1）承認に値する目的 承認に値する目的はコロナポータルサイトに例示されていますのでご参照ください。ビジネス出張、留学、デンマーク居住の親族訪問などは承認に値するとされていますが、それらを証明する文書などが必要となります。なお、ビジネス出張に関して、隔離期間中であっても取引先との会議に出席するためなどビジネス上必要なものに限り、その間の隔離を免除できるとされています。 （承認に値する目的） https://en.coronasmitte.dk/rules-and-regulations/entry-into-denmark/foreigners-resident-abroad#worthypurposes （観光目的でのデンマーク渡航について・検査場所について） https://en.coronasmitte.dk/covidtravelrules	【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（デンマーク）9月18日更新】 デンマーク入国後の隔離などの検査措置 日本からデンマークに渡航する際に有効なワクチン接種証明書がない場合、デンマーク入国後に検査を受けることと自主隔離が必要となります。また、入国前72時間以内に受けたPCR検査（抗原検査の場合48時間以内）の陰性結果の提示が求められます。（16歳未満は検査免除） 入国後の自主隔離は10日間求められますが、入国後4日目にPCR検査を受け、その結果が陰性であれば自主隔離を中止することができます。詳細は下記コロナポータルサイトでご確認ください。 （自主隔離について） https://en.coronasmitte.dk/rules-and-regulations/entry-into-denmark/legal-requirements-upon-entry 検査措置の例外 上記検査措置は、欧州医薬品庁（EMA）承認のワクチンを完全接種している方には適用されません。また、日本の各自治体が発行するワクチン接種証明書はデンマークで有効とされています。 なお、日本のワクチン接種証明書が有効と認定されるためには、以下の要件に合致している必要があります。 ●氏名、生年月日、ワクチンの種類、ワクチンの接種日が証明書に記載されていること ●欧州医薬品庁（EMA）に認められているワクチン（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ及びジョンソン＆ジョンソン）を接種していること ●ワクチン接種後14日間（2回接種が必要なワクチンは2回目接種から14日間）経過していること ●ワクチンを完全接種後12ヶ月経過していないこと	9月18日	外務省 海外安全HP 大使館からの 安全情報 （デンマーク）
-------	---	----	---	---	-------	---

ロシア	△	証明証を求めない。	【在ロシア日本国大使館4月23日更新】 1. ロシア当局は、4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する場合には入国を認めることとなりました。これにより、日本国籍者のロシア入国にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できることになります。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となります。 (4月22日時点での定期便再開国) アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルメニア、インド、ウズベキスタン、英国、エジプト、エチオピア、カザフスタン、カタール、韓国、キルギス、ギリシャ、キューバ、シリア、シンガポール、スイス、スリランカ、セイシェル、セルビア、タジキスタン、タンザニア、ドイツ、トルコ、日本、フィンランド、ペネズエラ、ベトナム、モルディブ 2. ただし、上記1の国のうち、次の国との間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されています。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがあります。ロシアへの再入国用ビザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分にご注意ください。 ・英国 6月1日まで定期便は一時的に停止 ・トルコ 6月1日まで一部を除き定期便は一時的に停止 ・タンザニア 6月1日まで定期便は一時的に停止	【在ロシア日本国大使館4月23日更新】 ロシア入国後の検疫手続きや自己隔離措置については引き続き維持されます。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されますので、空港係官の指示があったら、それに従ってください。 ・継続される検疫措置 ロシア入国前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 労働許可を受けた外国人労働者（HQSを含む）とその家族の入国後14日間の自己隔離実施 (注：ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし) ・新たな検疫措置 外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査	4月23日	在ロシア日本国大使館
カナダ	×	有効	【在カナダ日本国大使館9月17日更新】 カナダ連邦政府は、以下の【入国制限とその免除対象】を定めています。 一方で、2021年7月5日23:59(EST)以降、カナダへの入国が許可され、COVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、カナダ到着後の隔離、または8日目のCOVID-19検査を受けるというカナダ連邦政府の検疫措置が免除されます。また、2021年9月7日以降に入国するCOVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、入国制限の免除対象とされます。ご自身が入国制限の免除対象となっているか、その他詳細については以下連邦政府ホームページを必ずご確認ください。○カナダ連邦政府ホームページ<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada> 【入国制限とその免除対象】 (1) カナダ連邦政府は、新型コロナウイルス対策として、カナダ国籍者以外（カナダ国籍者の家族及び近親者、カナダ永住者及びその近親者、航空クルー、外交官、米国籍者を除く）の入国を禁止しています。 この渡航制限に関する免除対象（カナダで労働・留学を許可された外国人を含む）は、以下のウェブサイトで公表し、随時更新しています。 ※近親者の定義： ・配偶者またはコモノローパートナー ・Immigration and Refugee Protection Regulations のセクション 2 で定義されている扶養児童、配偶者または慣習法のパートナーの扶養児童 ・Immigration and Refugee Protection Regulations のセクション 2、段落(b)で言及されている扶養児童の扶養児童 ・本人の配偶者または慣習法のパートナーの親または継親 ・保護者または後見人。 ○渡航制限及び免除対象 <https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start?utm_source=canada-ca_imm_travel-restrictions-exemptions&utm_medium=redirect&utm_content=en> ○労働者、留学生、訪問者 <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/visitors-foreign-workers-students.html#restrictions-workers> ○免除の場合の労働許可証等の申請 <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/permit/temporary/need-work-permit-work.html> (2) 5歳以上のすべての航空機によるカナダ入国者に対して、COVID-19陰性証明の提示を義務づけている。	【在カナダ日本国大使館9月17日更新】 カナダ政府は、ワクチン接種を完了していない入国者に対する14日間の自己隔離を義務付けています。また、カナダ入国者が信頼できる自己隔離計画を示せない場合にはホテル等の指定施設で自己隔離を行うことが義務付けられています（罰則あり）。 ○カナダ入国者への義務的要求の更新 <https://www.canada.ca/en/public-health/news/2020/04/government-of-canada-updates-mandatory-requirements-for-travellers-entering-canada.html> ○カナダ国境サービス庁の発表 <https://www.canada.ca/en/border-services-agency/news/2020/06/changes-to-travel-restrictions-for-immediate-family-members-of-canadian-citizens-and-permanent-residents.html>	9月17日	在カナダ日本国大使館

米国	△	証明証を求めない。	【ESTAオンラインセンター9月20日更新】 新型コロナウイルス感染拡大による検疫体制の強化に伴い、米国政府は2020年3月より入国条件の変更や制限措置などを施行しています。 現地時間の2021年9月19日現在、CDC(アメリカ疾病予防管理センター)は日本の感染警戒基準をレベル3「感染リスクの高い地域」に指定。アメリカと日本を往来する渡航者に対し、引き続き警戒を呼び掛けています。 アメリカ政府はESTA(エスタ)による渡航を認めていますが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められます。ワクチン接種の有無を問わず、大半の州は屋内でのマスク着用を要請しています。また、集会や外出について厳しい措置を講じている州や地域がありますので、渡航を予定している方は事前に確認をお願いします。 新型コロナウイルス変異種に対する防疫措置として、2021年1月26日より国外から空路でアメリカへ入国する全ての方は、PCR検査による陰性証明書の提示が義務付けられました。出発前72時間以内にPCR検査を行い、英語表記による陰性証明書の取得をお願いします。 過去3か月以内に新型コロナウイルスに罹患し快復した方は、渡航に支障がないことを示す医師による診断書が陰性証明書の代用として認められます。同措置は満2歳以上の渡航者が対象となり、米国市民や米国内で乗り継ぎを行う方も証明書の提示が必須となります。	【ESTAオンラインセンター9月20日更新】 アメリカではワクチン接種が完了した米国市民を対象に、入州時の検疫や到着後の自己隔離義務を大半の州で撤廃しました。日本を含む国外からの渡航者は、原則として出発72時間以内に取得した陰性証明書の提示や到着後の自己隔離が求められます。外出時には公共の場でのマスク着用や社会的距離の保持が求められ、自己隔離期間中は原則として外出禁止と健康状態の観察が求められます。アメリカへ渡航する際は滞在先で施行中の規制を事前に確認するようにお願いします。	9月20日	ESTA オンライン センター
----	---	-----------	---	--	-------	---

地域			
ノルウェー領 スバルバル諸島	以下の基準を満たす場合はノルウェー本国を経由することができる。 ・スバルバルの永住者 ・スバルバルでの仕事（スバルバルに関連する実際の職務、研究課題を含む）のための往来。 ・スバルバルで雇用契約、現地雇用者/クライアントまたは協力機関（ニーオルスンでの活動に関しては、通常ノルウェー極地研究所/キングスベイ社となる）からの証明により職務を文書化できる。 1月29日よりスバルバルへの入域規制を厳格化。渡航者はノルウェー本国で出発前24時間以内に行われたコロナ検査（迅速抗原検査）の陰性証明書が必要（12歳未満を除く）。証明書はトロムソの国境検問所で提出する必要がある。必要とされない渡航は推奨されない。 ノルウェー本国到着時に検疫義務のある者はスバルバルへ行く前にノルウェー本国で入国検疫を実施しなければならない。 8月11日にスバルバル知事は、検疫はノルウェー本国で実施する必要があることをリマインドした。	8月11日	スバルバル知事 ノルウェー移民局 (UDI)
グリーンランド	ワクチンの完全接種者のみグリーンランドへ渡航でき、15～17歳の子供にも適用される。ただし、グリーンランドの居住者、14歳以下の子供は免除される。9月3日前にグリーンランドへのチケットを購入した、ワクチン未接種また部分接種の15～17歳の子供はグリーンランドへ渡航することができる。この規制は10月31日まで有効。	9月20日	Visit Greenland (グリーンランド渡航サイト)
米国アラスカ州	ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。	－	アラスカ州政府
共同利用施設			
ニーオルスン基地	Kings Bay社は渡航者へ追加の制限を課さないが、一般規則（ソーシャル・ディスタンス、手指衛生等）は適用される。到着後3日間の施設利用制限、食時の提供時間・場所の指定措置は解除された。 ニーオルスンへの渡航者は、雇用状況とニーオルスンへ渡航する必要性が記載された雇用主による正式なレターが必要である。NPIはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。サポートレターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国の最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。	8月23日	Nyalesund Research Station (ニーオルスン基地サイト)
スバルバル大学（UNIS）オフィス	学内の感染予防対策については、スバルバル大学HPの“Covid-19 measures at UNIS”を確認のこと。	3月1日	スバルバル大学
共同研究提携施設			
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター（IARC）	大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報はフェアバンクス校特設ページを参照のこと。	5月25日	アラスカ大学 フェアバンクス校特設ページ
チェコ・スバボータ基地 （ロングイヤービン）	6月1日～8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。（Facebookに記載）一部を除き、6月初めより基地を再開。	6月1日	チェコ・スバボータ基地
グリーンランド天然資源研究所 （GINR）施設	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	－	GINR施設
カナダ極北研究ステーション （CHARS）基地	2021年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付ける。申請フォームを期限（2021年6月～2021年10月の利用申請：6月18日、2021年11月～2022年2月の利用申請：8月27日）までに提出する必要あり。	6月3日	カナダ政府
ロシア スパスカヤパッド観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	－	－
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	－	－
カナダ ラバル大学北方研究センター （CEN）	研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、右記サイトの連絡先までメールすること。	－	北方研究センター

※1「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。 渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

[詳細：外務省海外安全ホームページ 感染症危険情報](#)

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

記号	説明
○	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が解除され、入国後の行動制限措置が撤廃されている。
△	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置が解除されているが、入国後の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置および入国後の行動制限措置をとっている。

[詳細：新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置](#)

※日本から帰国される際には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置をご確認下さい。(帰国後の検疫場所が異なりますのでご注意ください)

[詳細：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について](#)

日本-ニールスンにおける主な航空路線の状況

航空会社	便名	状況	確認日	詳細
スカンジナビア航空 (SAS)	SK0984/SK0983	7月12日より運行再開。月・金に羽田⇄コペンハーゲン便運航。(航空貨物代理店、SASカスタマーサービス)	9月21日	SAS欠航情報
	SK4414/SK4425/SK4490	オスロ⇄ロングイヤーピン便は通常運航。	9月21日	SAS予約サイト
フィンエア (Finnair)	AY5072/AY5073	羽田⇄ヘルシンキ便は通常運航	9月21日	-
	AY914/AY915	ヘルシンキ⇄オスロ便は通常運航。	9月21日	-
日本航空 (JAL)	JL47/J48	羽田⇄ヘルシンキ便は通常運航。	9月21日	-
	JL6811/JL6810	ヘルシンキ⇄オスロ便は通常運航。	9月21日	-

日本-ニールスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日	詳細
日本郵便	EMS	日本からニールスンへの発送が可能。配送期間は2週間程度。7月発送実績あり。 ※配達遅延・引受停止については右記に示す、日本郵便HPからご確認ください。	9月21日	日本郵便 配達引受情報
Posten	国際郵便	ニールスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。6月発送実績あり。 ※発送停止の情報については右記に示す、ノルウェー郵便 (Posten) HPからご確認ください。	9月10日	ノルウェー郵便 配送情報
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニールスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。 ※発送に関する情報については、右記に示すBringカスタマーサービスHPからご確認ください。	-	Bring カスタマーサービス
DHL	国際宅配便	日本～ニールスン間の輸送が可能。ただし、国連番号がついている危険品 (例:UN1002 圧縮空気) は輸送不可。ニールスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。	2020年 11月19日	-
FedEx	国際宅配便	日本～ニールスン間の輸送が可能。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認のこと。	3月25日	-
SAS Cargo	国際航空貨物	7月12日よりスカンジナビア航空は、羽田～コペンハーゲン間の運行を再開。航空貨物代理店より、航空貨物の輸送業務が可能との連絡あり。	7月9日	-